

●香川県告示第556号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成20年12月19日から平成21年1月2日まで内海町漁業協同組合において縦覧に供する。

平成20年12月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

小豆郡小豆島町苗羽甲4番地1 森 勝典

小豆郡小豆島町田浦甲418番地 山下 賀三

小豆郡小豆島町西村甲266番地2 有限会社片山水産 代表取締役 片山 忠昭

2 加入区の名称

内海加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

内海町漁業協同組合